

<ガイドラインA 新旧対照表>

ページ・項目	旧 【2021年10月25日改訂版】	新 【2021年12月1日改訂版】
P.1	<p>なお、このガイドラインは、令和3年9月28日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発表の「<u>緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について</u>」によるものとします。こちらをご確認ください。</p> <p>(外部リンク) https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_seigen_20210928.pdf</p>	<p>なお、このガイドラインは、令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発表の「<u>基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について</u>」によるものとします。こちらをご確認ください。</p> <p>(外部リンク) https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_kihon_event_ryuujiikou.pdf</p>
P.1 2 ご利用人数の制限	<p>【大声での歓声・声援等が想定される公演】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大ホール：600人以下 ・小ホール：100人以下 ・中目黒G T プラザホール：75人以下 <p>※異なるグループ間では座席を1席空ける必要がありますが、同一グループ（5名以内に限る）内では座席間隔を設ける必要はありません。この場合は上記定員数を超えることが可能です。</p> <p>ただし、チケット販売開始時期に応じ、下記のとおり取り扱います。</p> <p>【11月30日までに開催される催し物】</p> <p>①2021年9月12日までに販売されたチケット</p> <p>既に上記のホール利用定員数以上の集客を予定する催し物であっても、チケットのキャンセルは不要とします。ただし、2021年9月13日以降は、上記のホール利用定員数を超過するチケットは販売を停止してください。</p> <p>②2021年9月13日以降にチケット販売開始されたチケット</p> <p>上記「2 ご利用人数の制限」のとおりとします。</p>	<p>【大声での歓声・声援等が想定される公演】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大ホール：600人以下 ・小ホール：100人以下 ・中目黒G T プラザホール：75人以下 <p><u>※「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」を「大声」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとします。</u></p> <p><u>※大声での歓声・声援等が想定される公演では、座席を1席空ける座席配置としてください。</u></p>
P.2 3 夜間利用の注意事項	<p>東京都の「東京都におけるリバウンド防止措置」に基づき、10月25日から30日までにイベント開催でご利用の場合は、原則21時までの利用とします。10月31日からは通常通り22時までご利用いただけます。</p>	<p>(削除)</p>
P.2 3 ご利用時の注意事項 ①	<p>・マスク等を着用でご来館ください。マスク等を着用されていない方のご来館はお断りさせていただきます。ご利用中も表現上困難な場合を除き原則としてマスク等を着用してください。なお、必要なマスクは利用者においてご用意いただき、着用していない方には配布をしてください。</p>	<p>・適切なマスク（<u>不織布マスクを推奨</u>）を正しく着用しご来館ください。マスク等を着用されていない方のご来館はお断りさせていただきます。ご利用中も表現上困難な場合を除き原則としてマスクを着用してください。なお、必要なマスクは利用者においてご用意いただき、着用していない方には配布をしてください。</p>
P.2 3 ご利用時の注意事項 ③	<p>施設内及び会場入口付近においては、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を確保するよう努めてください。</p>	<p>施設内及び会場入口付近においては、最低1mの間隔を確保するよう努めてください。</p>

<ガイドラインA 新旧対照表>

ページ・項目	旧 【2021年10月25日改訂版】	新 【2021年12月1日改訂版】
P.3 3 ご利用時の注意事項 ④	楽屋内でも原則としてマスク等を着用してください。	楽屋内でも原則としてマスクを着用してください。
P.3 3 ご利用時の注意事項 ⑤	・大声での歓声・声援等が想定される公演では、異なるグループ間では座席を1席空ける座席配置としてください。ただし、同一グループ(5名以内に限り)内では座席間隔を設ける必要はありません。	・大声での歓声・声援等が想定される公演では、座席を1席空ける座席配置としてください。
P.3 3 ご利用時の注意事項 ⑤	チケット窓口の行列では、最低1m-(できるだけ2mを目安に)の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう努めてください。	・チケット窓口の行列では、最低1mの間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう努めてください。
P.3 3 ご利用時の注意事項 ⑤	・入退場時や休憩中など混雑時には必要な人員を配置し、来場者が最低1m-(できるだけ2mを目安に)の間隔を確保できるように誘導してください。	・入退場時や休憩中など混雑時には必要な人員を配置し、来場者が最低1mの間隔を確保できるように誘導してください。
P.4 3 ご利用時の注意事項 ⑩	イベントの規模により主催者等は東京都への事前相談やチェックリスト等の作成が必要になる場合があります。詳細は東京都防災ホームページをご確認ください。 (外部リンク) https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1020465.html	主催者等は東京都の定める「イベント開催時のチェックリスト」の公表が必要になります。詳細は東京都防災ホームページをご確認ください。 (外部リンク) https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1020626.html
P.4 4 当館の感染予防措置について	・ホールスタッフの体調管理を徹底すると共に、マスク等の着用を行っております。	・ホールスタッフの体調管理を徹底すると共に、マスクの着用を行っております。

<ガイドラインA 新旧対照表>

ページ・項目	旧 【2021年10月25日改訂版】	新 【2021年12月1日改訂版】
P.4 5 参考	<p>このガイドラインは、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び（公社）全国公立文化施設協会作成のガイドライン等を参考に、目黒区と協議の上作成しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年9月28日） （外部リンク）https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_seigen_20210928.pdf ・東京都「基本的対策徹底期間における対応」（令和3年10月21日発表） （外部リンク）https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1020469.html ・公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和2年9月18日） （外部リンク）https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf 	<p>このガイドラインは、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び（公社）全国公立文化施設協会作成のガイドライン等を参考に、目黒区と協議の上作成しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年11月19日） （外部リンク）https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_kihon_event_ryuuuujukou.pdf ・東京都「【令和3年12月1日から】「基本的対策徹底期間」における対応 イベントの開催制限等」（令和3年11月25日発表） （外部リンク）https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1020626.html ・公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和3年10月15日） （外部リンク）https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/1015covid_19.pdf